

	表題等	年代	作成者→宛先	形態・数量	文書番号等
1	〔御直書御請案〕(年始、小児養育之義入念可申旨奉畏候)	文政8 (1825)年	片岡翁助 → 工藤伝太夫、 加藤半太夫	折1通	加藤家 491-6
	見どころは、沼田藩領において、「小児養育」(養育手当の支給など)を「入念」に行うべきだ、という藩主の指示が書かれている点です。				

沼田藩の家老、片岡翁助（安承）が加藤半太夫らに出した文書の案文です。藩主・土岐頼潤（よりみつ）から年始の書状（直書）を頂戴したことへの御礼が記されています。

特色は、「小児養育」を「入念」に行うべきだ、という藩主の指示が書かれている点です。江戸時代の後半は全国的に、農村の働き手の減少と少子化が深刻になり、領主の財政状況が悪化しました。上野国（現在の群馬県）において、沼田藩の少子化対策（養育手当の支給、間引きの禁止など）は早かったといわれていますが、その理由として、天明3（1783）年の浅間山の噴火、以後の飢饉等で大きな打撃を受けたことが考えられます。

なお、加藤半太夫（規寧）は「家中由緒書」によれば当時39歳で、高53俵3人扶持、古武道の堤宝山流和合の免許などを持っていました。当文書群には、幕末維新期の「加藤恰」が藩から堤宝山流和合の世話人に任命された文書があります（文書番号523）。

此成下
 侍書成下頂戴拜見仕候新春
 際限有るべからず御座候
 上々様倍御機嫌能く
 御超歳遊ばされ
 殿様年始の御登
 城御勤め向き、万端御滞り無く済ませられ、
 恐悦奉り候、此の表・
 御城内外・御領分とも御静謐、是亦
 恐悦奉り候、且又小児養育の義、入
 念申すべき旨、畏み奉り候、年頭の御祝詞として、
 御書成し下され、
 御懸命蒙り奉り、有難き仕合せに存じ奉り候、右御礼
 御請け申し上げ奉るべき為、斯くのごとく御座候、此の段
 宜しく御執り成し下され度、頼み入り存じ候、恐惶
 謹言

片岡翁助

二月五日

判

工藤伝太夫様
 加藤半太夫様

謹言

二月五日

片岡翁助

判

工藤伝太夫様
 加藤半太夫様